

令和6年度事業計画書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

1 基本理念

当協会は、浄化槽法に基づく水質に関する検査及び浄化槽の普及促進、並びに一般廃棄物の処理及び浄化槽に関する技術の向上及び知識の普及を図るための事業を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。

2 運営方針

- (1) 公益社団法人として運営の透明性を確保し、説明責任を果たしながら社会的責任を全うし、公益の増進及び活力のある社会の実現に向けて努力する。
- (2) 公益の増進に寄与するため、浄化槽法に基づく水質に関する検査、浄化槽に関する調査研究、浄化槽機能保証登録、浄化槽及び一般廃棄物の適正処理に関する普及啓発、セミナー等の開催、浄化槽に関する相談受付等の公益目的事業を行う。
- (3) 公益目的事業を補助し協会の発展に寄与するため、浄化槽に関する試験・講習会等の事務や各種調査等の業務の受託、計量証明等の収益事業及び会員支援の扶助事業を行う。

3 事業計画

- (1) 公益目的事業
 - 1) 浄化槽法第7条及び第11条に基づく水質に関する検査（法定検査）
 - ① 検査予定基数は、第7条検査1,100基、第11条検査69,250基とする。
 - ② 将来の検査基数の変化を見据えながら、再雇用制度を活用しつつ新たな人材を確保し、さらなる受検率の向上に取り組む。
 - ③ 新たな第11条検査方法及び検査結果書等について、市町村及び保守点検業者等の関係者に一層の周知を図る。また、パンフレット、ホームページ等により浄化槽管理者への説明に努め、円滑に検査を行なう。
 - ④ 新たに運用を開始する浄化槽法定検査システム、持ち出し端末等の円滑な運用に努める。
 - ⑤ 第11条検査に新たに追加された項目のデータを市町村に報告することにより、浄化槽台帳整備業務に協力する。
 - ⑥ 法定検査データ及び電子地図等を活用しながら無管理・無届け浄化槽の掘起しを行う。また、市町村の浄化槽台帳整備業務によって明らかになった無管理浄化槽等とあわせて、法定検査の受検を含めた適正管理に取り組む。
 - ⑦ 特定既存単独処理浄化槽の措置に関する指針に対応した検査結果を活用して、市町村の合併処理浄化槽への転換推進に協力する。
 - ⑧ 浄化槽法定検査委員会を開催し、新たな第11条検査方法の技術的妥当性等の検討を行ない、必要に応じて見直しや対策を検討する。
 - ⑨ 法定検査マニュアル及び検査の精度管理マニュアル等の改定及び整備を行い、検査のさらなる信頼性確保を図る。

- ⑩ 関係機関と連携を図ると共に各種講習・研修会等に積極的に参加し、職員の専門的知識の習得と技術力の向上を図る。
- 2) 浄化槽に関する調査研究
これまでに蓄積された二次検査結果データ等と併せて、水質改善事例集作成のための検討を行う。
- 3) 浄化槽機能保証制度
浄化槽に対する県民の信頼を確保し、設置者に負担をかけずに浄化槽の正常な機能を保証するため、浄化槽機能保証制度への登録を推進する。登録基数は210基を目標とする。
- 4) 浄化槽及び一般廃棄物の適正処理に関する普及啓発・情報の提供
- ① 市町村等主催の事業へ参加し展示物の設置やパンフレットの配布等を行い、浄化槽の普及啓発や情報の提供、環境教育活動等を行う。
- ② 浄化槽の仕組みや一般廃棄物の処理に関する情報等をホームページに掲載し、普及啓発や知識の提供に努める。
- ③ 会報を年2回発行し無料配布するとともに、ホームページ上に公開する。
- 5) 一般廃棄物の適正処理に関するセミナーの開催
一般廃棄物処理事業従事者及び関係者の資質の向上を目指し、一般廃棄物に関する最新の情報を提供するためのセミナーを開催する。
- 6) 浄化槽に関する相談等への対応
浄化槽設置者や県民、行政関係者等からの浄化槽に関する相談や問い合わせ等に対応し、浄化槽に関する問題の解決や知識の普及に努める。
- 7) その他
- ① 大規模災害等の緊急時に各種の情報提供及び技術的支援等を行う。
- ② 東日本大震災の体験を風化させないために、関係機関等へ情報提供を行う。
- (2) 収益事業
- 1) 浄化槽に関する試験・講習会等の事務、各種調査等業務の受託
- ① 浄化槽に関する国家試験及び講習会等の事務受託
県内で開催される浄化槽設備士・浄化槽管理士・浄化槽技術管理者等の国家試験及び講習会に関する事務を受託する。
- 試験（予定）【会場：ショーケー(株)本館ビル】
- ・浄化槽設備士試験：令和6年7月7日(日)
 - ・浄化槽管理士試験：令和6年10月27日(日)
- 講習会（予定）【会場：ホテルクレセント】
- ・浄化槽管理士講習：令和6年6月24日(月)～7月6日(土)
 - ・浄化槽技術管理者講習会：令和6年12月4日(水)～6日(金)

- ② 市町村の浄化槽台帳整備事業を推進するため、台帳整備業務の受注を図る。
- ③ 令和6年度浄化槽システムの脱炭素化推進事業の受付事務等を受託し、浄化槽の脱炭素化に向けて事業の推進を図る。
- ④ 宮城県及び仙台市の条例等に基づく浄化槽管理士研修会の実施機関としての指定を受け、研修会を開催する。
- ⑤ その他、浄化槽に関する各種調査等の業務を受託する。

2) 濃度(水質)に係る計量証明

- ① 会員及び県内事業所等からの依頼に基づき水質分析等を実施する。
- ② 水質分析体制の整備に努め、精度管理の徹底を図る。

3) 浄化槽の施工、維持管理及び一般廃棄物処理に関連する諸用紙及び図書等の販売

(3) 扶助事業

- ① 会員業務に関連する各種料金等の情報収集を行い、「一般廃棄物処理原価計算策定マニュアル」等を活用しながら、適正料金の設定や会員事業の安定・拡充に対する支援を行い、県内の一般廃棄物の適正処理確保を図る。
- ② 「一般廃棄物処理業委託契約のあり方及び新規委託・許可対策マニュアルVerⅡ」等を活用し、一般廃棄物処理業の新規委託・許可並びに入札制度導入等に関する問題について会員支援を行う。
- ③ 「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に関するリーフレット等を活用し、市町村等に合理化事業計画策定や事業転換等に関する理解を求めるとともに、会員支援を行う。
- ④ 事業の円滑な推進と会員の技術の向上に資するため、必要に応じ一般廃棄物部会、浄化槽部会、青年部会を開催するとともに、部会主催の研修会や情報交換会を開催し各種最新情報を会員に提供する。
- ⑤ 会員の事業推進や情報交換等を目的として、新春セミナー及び新年賀詞交歓会を開催する。また、会員事業所の浄化槽管理士及び浄化槽清掃実務者を対象とした研修会を開催し、会員の技術力向上を図る。
- ⑥ 上部団体と連携し、各種諸問題等の解決に向けて会員支援を行う。

(4) 総会・理事会等

- ① 年1回の定期社員総会及び年3回の定期理事会を開催する。また、必要に応じ臨時社員総会及び臨時理事会を開催する。
- ② 理事会に提出すべき議案、その他重要な職務執行に関する事項を協議・検討するため、三役会を開催する。
- ③ 事業報告及び収支決算に関して、監事会を開催し監査を実施する。

(5) その他

- ① 大規模災害を想定した広域災害応援協定に基づき、他団体と情報を共有し支援体制の整備強化を図る。

- ② 事業継続計画(BCP)に基づき、備蓄品を整備し大規模災害等の緊急時に備える。
- ③ その他、当協会の目的を達成するために必要な事業を行う。

【 事業・事務の執行体制 】

